

モバイル市場の競争環境に関する研究会（第8回）

1 日時 平成31年2月1日（金） 13:00～14:30

2 場所 総務省第一特別会議室（8階）

3 出席者

○構成員

新美座長、相田座長代理、大谷構成員、北構成員、関口構成員、長田構成員、西村（真）
構成員

○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長、内藤消費者庁消費者政策課長

○総務省

鈴木総務審議官、谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、田原電波部長、竹村総合通信基盤局総務課長、山碓事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、布施田電波政策課長、荻原移動通信課長、片桐移動通信課企画官、大内事業政策課調査官、大塚料金サービス課企画官、茅野料金サービス課課長補佐、横澤田料金サービス課課長補佐

【新美座長】 それでは、皆様、こんにちは。定刻となりましたので、モバイル市場の競争環境に関する研究会（第8回）会合を開催します。今日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

冒頭、カメラ撮りの時間が設けてございますが、よろしくご了承いただきますようお願いいたします。

まず本日の配付資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 本日の配付資料ですが、1種類でございます。「これまでの議論を踏まえた検討の方向性（案）②」ということをご用意させていただいております。よろしくお願ひいたします。

【新美座長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。本日は、前回会合に引き続きまして、接続料等に関する事項について討議を進めていただきたいと思います。将来原価方式への移行や、ネットワーク提供条件の同等性に関する検証につきまして、前回会合で各構成員からご指摘があった事項などを整理していただいております。

また、中古端末の国内流通促進や利用者の自由なサービス・端末選択の促進を含めまして、昨年4月まで行われていたモバイル市場の公正競争促進に関する検討会で取り扱った事項の実施状況をまとめてもらっております。本日は、事務局からこれらについて説明していただいた上で、意見交換をしてみたいと存じます。

それでは、カメラの方はいらっしゃらないかもしれませんが、ここまでとさせていただきます。

それでは、事務局から説明よろしくお願いたします。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。それでは、お手元の資料に基づきまして事務局からご説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきまして、目次をお願いいたします。今、座長からご紹介いただきましたとおり、接続事業者間関係の論点、それから、前回のモバイル検討会の報告書のフォローアップについてご紹介いたします。

まず接続関係の論点のうちの1点目、3ページ、接続料算定の適正性の向上ということで、将来原価方式への移行の検討についてご紹介させていただきます。4ページ、5ページにおきまして、前回会合における議論を簡単に整理させていただきます。

まず、4ページのうち幾つかご紹介させていただきます。まず1つ目の項目、実績原価方式と将来原価方式については、予測精度の高さ、将来の予見性、算定にかかるコストや労力のバランスに基づいて選択していくことになると思うということ、あるいは将来の予測の方法についてはいろいろあるところ、どんなやり方があるのか専門家の方に出していただいて、それを比較検証するプロセスが必要ではないかというご指摘を頂戴しております。

あるいは、4ポツ目でございますけれども、費用の全額回収がなされるのであれば、結局、回収を前倒しですか、後ろに持っていくかの違いであるので、全額回収とするかが1つの論点であるということ、接続料が低下する局面においては、事業の予見性の観点から予測方式のほうが良いのではないかというご指摘等をいただいたところでございます。

5 ページも同じように指摘いただいた内容をまとめてございます。

6 ページをお願いいたします。こちらに接続料の将来予測について項目を並べてございます。4 点ございます。1 点目、2 点目が、一種指定制度、固定の制度における将来原価方式のご紹介でございます。1 ポツにございますとおり、固定における将来原価方式においては、設備管理運営費、それから、正味固定資産価格、需要の 3 項目について将来予測を行うということになってございます。

その具体的な予測方法については事業者委ねられているということになってございますが、一例をご紹介いたしますと、8 ページに一度飛んでいただきまして、これは N T T 東日本が加入者光ファイバ網について予測されたものでございます。8 ページは、設備管理運営費、原価でございますが、こちらの予測の方法、それから、実際の数値を掲げたものでございます。例えば一番大きな項目、減価償却費が下方にございます。減価償却費については、光ケーブルについては個別に算定ということでございますけれども、そのほかの項目については、前年度の値に設備の正味固定資産の伸び率を掛ける形で算定がなされているということが説明されている資料でございます。

同じように、9 ページ、10 ページにおきまして、正味固定資産価格の算定方法とその結果、あるいは需要の予測の算定方法とその結果を掲げさせていただいているところでございます。

恐縮ながら 6 ページにお戻りいただきまして、今、固定をご紹介いたしましたけれども、3 ポツ、4 ポツにおきまして、携帯における予測の可能性について情報を掲げさせていただいております。まず 3 ポツでございますけれども、携帯電話事業者各社において、自社が保有されている経営上の情報に基づいて、接続料算定に当たって重要な要素となる当期の設備投資の額、あるいは減価償却費を一定程度の精度によって予測可能ではないかということをご披露させていただいております。

ご参考までに、大手事業者のうちの 1 社であります N T T ドコモの例でございますけれども、11 ページをご覧ください。こちらは、N T T ドコモが、毎年 4 月末に公表されている決算短信におきまして、年度の頭の時点で、当該年度の設備投資の額、減価償却費の予想値を公表されています。結果としてその数値はおおむね実績と合致しているということをお知らせしているものでございます。

6 ページの最後の項目でございますが、先ほど 3 点目で申し上げたような、事業者さんが自社の経営情報に基づいて一定の予測をするというもののほかに、過去のトレンドから

一定の予測ができるのではないかというのが4点目で指摘させていただいている内容でございます。近年の二種指定制度の接続料は比較的単調な変化を示してございますので、過去のデータを用いることによって、一定の精度の予測を行うことが可能ではないかということを書かせていただいております。

12ページが、最近の二種の接続料の推移を掲げさせていただいているところでございますけれども、過去と比べますと、比較的、最近では落ちついた動きになっているというところでございます。

これを踏まえまして、13ページに、今回事務局で試算をいたしました、1つの試算ということでございますけれども、将来予測値の試算の結果をお示しさせていただいております。こちら、経営情報でございますが、申し訳ありませんが、具体的な数字は提示することができません。試算は、左側にあります設備管理運営費、正味固定資産価格、それから、需要の3つの項目につきまして、12年度、13年度、14年度の実績値、これをもとに、16年度の数値を回帰分析により予測するという試みでございます。ただし、設備管理運営費のうちの減価償却費につきましては、2015年度の数字のうちの第3四半期までの決算の情報は公開されているものがございますので、この情報を加味して、それによりまして回帰分析を行ったというものでございます。

この結果算定された2016年度の予測値を、確定値を比較いたしますと、これも数字が示されなくて恐縮でございますけれども、設備管理運営費で見まして結果は1.2%のずれ、それから、正味固定資産価格については11.4%のずれ、需要については5.2%のずれという精度の予測になったということでございます。これらの3つの数値をもとに接続料を算定いたしますと、結果として、2016年の接続料は、10Mbps当たりですが、55.2万円でございますけれども、私どもの簡単な試算では56.4万円ということで、2.2%の誤差での予測になったということをご紹介させていただいております。

以上のような将来予測をめぐる情報をもとに、これまでの議論を踏まえた検討の方向性を14ページに掲げさせていただいております。将来原価方式は、MVNOにおいて予見性が向上すること、それから、支払猶予とは異なりまして、確実にキャッシュフローの負担が軽減されるというメリットがございます。一方で、2ポツにございまして、原価、それから、需要等の正確な予測が難しいところでありまして、先ほど申し上げた、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況、それから、近年の接続料の変化傾向等を踏まえまして、一定の精度の予測を行うことは可能ではないかということをご掲げさ

せていただいております。また、構成員の先生方からもご指摘いただきましたとおり、予測と実績の乖離が生じる点につきましては、精算あるいは乖離額調整を導入することで調整が可能ではないかと掲げさせていただいております。

これを受けまして、下の箱でございますが、データ伝送交換機能について、実績原価方式から将来原価方式に移行する方向で検討を進めることが適当ではないか。それから、検討に当たって、具体的には専門家による検討体制を設けて、次のような具体的な論点について集中的に議論をすることが適切ではないかということをご指摘させていただいております。具体的には、そこがございますとおり、予測の方法とか、あるいは予測と実績の乖離が生じた場合の調整の方法等を掲げさせていただいております。以上が、1点目の接続料算定の適正性の向上でございます。

次に、15ページをお願いいたします。ネットワーク提供条件の同等性に関する検証でございます。16ページ、17ページに前回の会合における構成員の先生方からのご指摘を記載しております。

まず16ページでございます。1点目、公正競争条件を整備して、小売市場においてできるだけ自由な競争が行われ、競争によって料金が下がり、あるいはより良いサービスが提供される状況をつくることが政策の中心である。そのために、接続というのは非常に大事なポイントであるということをご指摘いただいております。あるいは、最後のポツにございますとおり、スタックテストにつきましては、固定において既に実績が積み重ねられていて、これをモバイルに適用するときのアナロジー、あるいは逆に相違点の留意の2つ、この2点が問題になると思うので、全くの手探りというわけではないというようなご指摘等をいただいております。

今回の検証の必要性、18ページをお願いいたします。左側にMNO、その中で一部は低廉な料金プランを提供しているということ、それから、中ほどにMNOグループに属するMVNO、右側に独立のその他のMVNOが存在するという姿を書いてございます。MNOの低廉な料金プランあるいはグループMVNOによる料金プランにおきまして、内部補助あるいはグループ内の補助によって、費用が利用者料金を上回り、当該補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出が行われますと、これら2者と比べて、独立のその他のMVNOが、速度等の品質の面において不利な立場に置かれるのではないかとご指摘しているものでございます。中ほどにありますように、青い棒グラフ、それから、オレンジの棒グラフ、この水準について検証することが必要ではないかという

ことを掲げさせていただいているものであります。

具体的に検証の方法につきまして、19ページに掲げさせていただいております。今ほど申し上げましたように、上の箱の1つ目のポツにありますように、MNOの低廉な料金プラン、それから、MNOのグループ内MVNOのプランについて、接続料等の総額、それから、営業費相当額、その合計が利用者料金を上回らないものであるかどうかということを確認する、そういう検証があるのではないかとという形で提起させていただいております。上記の確認後、まずは総務省において事業者から全ての料金プランについて必要なデータの提供を受けて実施し、その結果を研究会等に報告して、今後の検証のあり方についてさらに検討することが適当ではないかということを示唆させていただいております。以上が2ポツ目でございます、ネットワーク提供条件の同等性に関する検証でございます。

次に、21ページをお願いいたします。MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与という論点でございます。具体的な論点でございますが、22ページ以降にこれまでの議論を掲げてございます。過去に公正取引委員会からもご指摘をいただいておりますが、1ポツにありますように、周波数割り当てに係る審査、あるいは総務省が毎年実施してございます電波の利用状況調査の評価におきまして、MNOがMVNOへのネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えるような、そういった措置の導入を検討することが必要ではないかということを示唆させていただいております。

これまでの会議におきまして、例えばMVNOからもインセンティブを与えることはMVNOの普及促進に寄与するのではないかとのご指摘、あるいはMNOからは、接続料低減の程度のみを切り出して評価するのではなくて、総合的な評価をしていただきたい等のご指摘をいただいたところでございます。

現状につきまして、23ページをごらんいただければと存じます。先ほど申しましたとおり、周波数の割り当てに係る審査、それから、電波の利用状況の調査におきましてこういったインセンティブ付与が考えられるところでございます。①の周波数割り当てに係る審査でございますが、2ポツでございますけれども、現在、審査基準においてMVNOに関する評価項目を設定してございます。特に競願時の審査の配点について、MVNOに関する評価項目は他の評価項目と比べてより重みを持った形で配点をしております。また、4ポツにございますとおり、次回の周波数割り当てにおいて計画の進捗状況を審査基準の1つとして評価するという方針を明らかにしているところでございます。

②の電波の利用状況調査は毎年行われているものでございますけれども、電波が有効に利用されているかどうかの観点で実施しております。携帯については2018年度より毎年実施しているところでございますけれども、最後のポツにございますとおり、MVNOの促進の状況等について調査・評価を実施して公表がなされているというものでございます。

こちらにつきまして、24ページに議論を踏まえた検討の方向性を掲げさせていただいております。上の箱にございますとおり、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えることが適当ということを掲げさせていただいた上で、ネットワークの提供の料金水準の低減のみならず、MVNOへの機能開放の形態、あるいはMVNOに対するサポートの品質、多様かつ多数の者へネットワーク提供がなされるか等の多様な要素が評価項目として存在するということが掲げてございます。また、MVNO促進について、将来的な提供計画の内容だけではなくて、提供の実績についても考慮することが必要ということを掲げさせていただいております。

それを受けまして、下の箱でございますが、周波数の割り当てに関する審査におきまして、MVNO促進に資する多様な要素、それから、提供実績の確認の必要性等を考慮し、総合的な観点から実施することが必要ではないかということも掲げさせていただいております。また、毎年行われます電波の利用状況調査におきまして、MVNOへのネットワーク提供が継続的に取り組まれているかというようなことを検証する等、評価・公表方法について引き続き検討を進めていく必要があるのではないかと掲げさせていただいております。

25ページからは、先ほどの評価、それから、電波の利用状況調査について参考の情報を掲げさせていただいております。

次に、4点目、将来的な課題の検討について紹介させていただきます。5G、eSIMにつきまして、これまでの研究会の中でも幾つかご指摘をいただいております。29ページから32ページにわたりまして、幾つか紹介させていただいております。まず29ページ、一番上にございますとおり、第1回の会合で主要論点として掲げさせていただいている内容を紹介します。将来生じることが予測される課題について現時点で検討しておくことが必要ではないかとしました上で、eSIMが普及した場合におけるモバイル市場における競争政策への影響、あるいは5G時代において競争環境、それから、利用者料金のあり方についてどういう変化が見込まれるか等の事項を掲げてございます。

また、第1回の会合におきまして有識者としてヒアリングをさせていただきました慶應義塾大学の黒坂先生のご指摘でございますけれども、5Gからの政策は、4Gまでの政策とは議論を明確に区分した上で、産業構造、それから、市場環境の定義から抜本的に見直す覚悟を持つべきであるというご指摘を頂戴しております。

また、MVNOの方々からご指摘いただいた内容としまして、例えばeSIMに関して、eSIM対応端末へのSIM（プロファイル）の提供は自力で行うことは難しいというご指摘。あるいは、次のページ、30ページでございますけれども、5Gにつきまして、ネットワークの仮想化が進む中におきまして、新たなMVNOのネットワークアーキテクチャの検討に当たって幾つかの事項が満たされる必要があるというご指摘をいただいているところであります。

一方、MNOからのご指摘でございますけれども、31ページ以降に掲げてございます。31ページ、eSIMの関係でございますけれども、eSIMについては、セキュリティ等を勘案して慎重な議論が必要である、あるいはMVNOからの要望に応じて協議に対応していくというようなご回答をいただいております。一方で、5Gにつきまして、イノベーションの促し、それから、新事業、新サービスの創出、社会的課題の解決を促進する観点から、事業者の創意工夫、それから、柔軟な事業展開を行うための環境整備が必要というようなご指摘等をいただいております。

32ページに、構成員の先生方からいただいたご指摘を掲げてございます。一番上にごございますとおり、過剰規制にならないようという配慮が必要ということを掲げていただきながら、現状のルールが適用できない領域があるとして、何のルールもない状況もおかしいので、それにふさわしいルールが何なのかを考えていく必要があるというご指摘、あるいは2つ目にごございますとおり、マーケットと相談しながらルールをつくっていく姿勢が大事というご指摘をいただいております。

これを受けまして、33ページをお願いいたします。これまでの議論を踏まえた検討の方向性について整理させていただいております。5Gの進展、それから、eSIMの進展等、今後もさまざまな技術の進展、それから、新たなサービスの提供が見込まれる中にありまして、予測される動向を見すえて、例えば次のような将来生じることが予想される課題について、現時点で検討しておくことが適当ではないかということをご指摘させていただきます。

具体的には、5GとeSIMに分けて記載してございます。①としまして、5Gによる

仮想化等に対応したMVNOによるネットワーク利用ができるような手当てが必要ではないかということをご披露させていただいております。あるいは、②でございますけれども、5G時代に対応した二種指定制度の規律の見直しが必要ではないかということをご披露させていただいております。仮想化に対応した指定の対象のあり方、あるいは指定基準、それから、接続料算定方法の見直しの必要性、あるいは4G、5Gが併存した状態におけるカウントのあり方、接続料算定のあり方等についてご披露させていただいております。

下の段はeSIMの関係でございます。①MVNOによるeSIMの活用が柔軟に行えるように、例えばプロフィール提供の実現、あるいは短期的にサービスを提供するという形態を実現するための基盤の整備等についてご披露させていただきます。また、②としまして、二種指定設備制度のあり方において、1つの端末で複数のSIMを柔軟に使い分けるような形態における端末のカウントの仕方がどうあるべきかというような点について整理が必要であるとご披露させていただいております。

一番最後の行でございますけれども、こうした検討課題について、3月の中間取りまとめ以降、議論を深めることが適当ではないかということをご披露させていただいております。

長くなりましたが、次の項目、最後の項目でございますが、35ページ、モバイル検討会、4月まで開催いたしました検討会の報告書のフォローアップについてご披露させていただいております。フォローアップ事項を37ページ以降の表にご披露させていただきます。このうち3つご披露させていただきたいと思っております。

まず1点目が、37ページの(1)にありますMNPの手続、ナンバーポータビリティの手続でございます。こちらにつきまして、表にご披露しております、ウェブによるMNP手続の実現を行っていただくようにということで総務省から行政指導を実施してございまして、また、ガイドラインの見直しも行ってございます。これにつきましては、NTTドコモについては指導前から実施をされているということでございますけれども、KDDI、それから、ソフトバンクにつきましても、2019年の春、それから、2019年5月末までに実現すべく検討されているという回答をいただいているところでございます。

MNPに付随しまして、強引な引き止め、あるいはコールセンターへの電話がかかりにくいということについて実態を調査するよにということをご披露させていただきます。それにつきまして、42ページにご披露させていただきますが、中ほど、強引な引き止めに係る実態把握を総務省で行ってございます。その結果でございますけれども、M

N P 手続の申し込みを行う利用者に限定したような値引きあるいはポイント・クーポンの付与、あるいは特定の移転先への勧誘行為というような実態が確認されたところでございます。

また、コールセンターの混雑状況につきましても調査してございます。43 ページにございますとおり、これは9 月末に3 日間、休日を含む形で選択をいたしまして、コールセンターに電話がかかるまでの時間を計測したものでございます。平均待ち時間は、そちらにございますとおり、大体1 分から5 分におさまる場合が多くはなっておりますけれども、時々5 分以上待ち時間が発生する、あるいは待っている間に通話が切断されるという例があることが確認されているところでございます。以上が、1 点目のMNP をめぐる状況でございます。

あと2 点ご紹介させていただきますが、39 ページをお願いいたします。項目の(12) 番でございます。中古端末のSIM ロック解除を求めるガイドラインへの対応でございます。こちらにつきましては、総務省において昨年8 月にガイドラインを改正してございます。これを受けまして、各社の取組でございます。NTT ドコモにおかれましては、今年の3 月末までに対応を予定しているということで、中古端末のSIM ロック解除のウェブでの受付については無料で対応するという事も表明いただいているところでございます。KDD I、ソフトバンクにつきましては、ガイドライン改正を踏まえて対応を予定しているという回答を頂戴しているところでございます。

最後に、40 ページの(18) 番でございます。過去の利用実績等に基づいて利用金額が適正となる料金プランの例の案内でございます。こちらにつきましては、総務省から行政指導という形で各社に指導を2018 年6 月に実施しております。

これを受けまして各社の対応でございます。NTT ドコモにおかれましては、2018 年9 月から、ドコモさんのサイトにおきまして、利用実態に応じたお勧めプランの案内を実施しているというご報告を頂戴してございます。KDD I につきましては、3 月よりお客様とのさまざまなタッチポイントにおいて最適なプランを案内するという方針、それから、ソフトバンクにおかれましては、利用実績に応じた料金プランの案内を3 月から実施する予定であるというご報告を頂戴しているところでございます。

以上、モバイル検討会の報告書のフォローアップを紹介させていただきました。

以上、あわせまして、接続関係の論点について、これまでの議論、それから、これまでの議論を踏まえました検討の方向性案とともにご紹介させていただきました。事務局から

以上です。

【新美座長】 ご説明ありがとうございます。テーマを5つほどに絞って論点を説明いただきましたが、ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見ございましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、相田先生、よろしく申し上げます。

【相田座長代理】 いずれも継続検討という感じなので、どれも言わずもがなという感じなのですが、2点ほど。

19ページあたりの検証ということに当たっては、やっぱり料金プランごとということだと、1年目が安くて2年目が高いとかいろいろなプランがあるので、1年目は赤字だけでも2年目は黒字になって、平均契約期間を考えればどっちだとかいうようなことで、なかなか利用実態等も踏まえて検討するとか難しそうだなというのが1点でございます。

それから、23ページあるいは25ページのあたりで、これも既に前回申し上げたことですが、やっぱり5G本格導入になったときにもうL2接続ということではないのではないかと、これ、私もどういう形になるのかよくわからないのですけれども、そういうあたりをよく含めた検討が必要だなということで、これも確認でございます。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。これもまさに今後きっちりと議論していかなければいけない、検討しなければいけない点です。

ほかに。では、北さん、申し上げます。

【北構成員】 将来予測値のところは、前回の私の発言を受けて、早速試算をしていたところ、非常に良好な結果になったということで、この方向でさらに検討を進めていくのがよいのではないかと思います。ただ、今後2020年、21年という将来の予測をしていくときに、非連続的な市場の変化が起きそうな年もあるのではないかと思います。例えば東京オリンピック・パラリンピックと、テレビのネット常時配信が組み合わさったときに、モバイルのトラフィックの増加を予測して、事業者さんも設備の増強をされるというようなことがあるため、単に過去の実績を外挿するだけでは読み誤ってしまうことも出てくると思います。では、そのような要素をどこまで考慮するの、それをどうやって組み入れるのということは、さらに難しい問題だとは思いますが、そういったところも含めて、ぜひ数字を以って議論を進めていただきたいと思います。

それから、今、相田先生がおっしゃったように、19ページのような検証をぜひ進めて

いただきたいのですが、最近、いわゆるタリフ、通信事業者さんが発表している通信料金と、実際のお客様に届く料金との乖離、割引とかキャンペーンとか、また最近の傾向としては、隣接領域とセットで、例えば光に入ると割引きますよとか、最近 a u さんは自社の EC サイト「Wowma！」で買い物をすると通信料金が 10% 引かれますよとか、タリフと実際のエンドユーザーさんが支払う金額の乖離が出てきています。実際 MVNO さんは、だれと戦っているのといったら、タリフではなく、実質の料金と戦われているわけです。

ただし、MVNO さんだって、ポイントを充当したりとか、自社の EC サイトで買い物をしたらポイントを 50 倍にしますとか 100 倍にしますとか、同じようなことはできるわけですから、どちらもどっちなので、結局そんなことは考えずに比べるのがいいのか、といったところも非常に複雑化してきております。

完全分離になると端末がそうそう安くは売れなくなってくる。すると、通信料金をいじるということになる。今まではどちらかというと端末価格をいじることでユーザを誘引してきたのですが、今後は通信料金での競争がより活発になる。これは非常にいいことなのですが、そういった今後の変化も見ながら、ぜひどんな比較方法がいいのかをご検討いただきたいと思います。

【新美座長】 ありがとうございます。新たなというか、そういう動きもあるのだということで、非常に重要な情報だと思います。

ほかにご質問、ご意見。では、長田さん、どうぞ。

【長田構成員】 質問なのですけれども、ご説明いただいたモバイル検討会のフォローアップのところの 40 ページの日割り計算の実施可能性に関する検討のところ、ドコモさんが、日割り計算は公平性確保の観点等により実施していないと。この意味が私にはよくわからないのですが、日割り計算をしたことでなぜ公平性が確保されないのか、もうちょっと教えていただければと思います。

【新美座長】 これは事務局のほうで把握していますか。あるいは、ドコモさんの方で。

【大塚料金サービス課企画官】 ご質問ありがとうございます。ドコモさんからはもう少し聴取しているところはございますけれども、今、手元に情報がございませんので、別途の形で対応させていただきたいと思います。

【新美座長】 それでは、よろしくお願ひします。

ほかにも、どうぞ、ご意見、ご質問ございましたら、お願ひします。

では、関口さん、お願いします。

【関口構成員】 24ページの方向性（案）について、周波数割り当てはこの会議の主担当ではないのですけれども、いかにもファジーな表現でありまして、もう少し何かこの矢印の下は具体性を持って記述をいただけないかという希望を感じております。

総合的にやるということですが、例えばMVNOの社数というのは、単純な量の問題に加えて、さまざまなタイプのサービスを提供するような質面も考慮する。例えばMVNOがSIMを独自に発行できるように、HLR/HSSを開放するだとか、最近の4GベースのセルラーLWAを提供するだとか、そういった新たな取組のような質的な対応性もあるということについては、もう少し何か書き込めるような気がしますので、工夫をいただければ幸いです。

【新美座長】 これはまさに総合的だというと、何にウエートを置いているかよくわからないというのが出てくるので、その辺は事務局のほうも、もう少し詳細なやることになるだろうと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

【片桐移動通信課企画官】 お答えいたします。確かにここの例示の書き方について、今ご指摘のあったような質的な側面といったようなもの、実際には何社提供しているとかに加えて、どのようなMVNOが使いやすい環境を整えているかというようなことは、実際に免許の割り当てに当たっても、あるいは毎年度の利用状況調査に当たっても考慮しているところがございますので、ここは確かに具体的なことをもう少し書けると思っていますので、ご指摘を踏まえて検討したいと思います。

【関口構成員】 よろしくお願いします。

【新美座長】 それでは、ぜひよろしく願いいたします。

ほかに。では、西村さん、お願いします。

【西村（真）構成員】 2点ほどお話があります。11ページで、携帯電話事業者における設備投資、減価償却費の予想ということで、おおむね実績と一致しているという表なのですが、平成26年度だけがちょっとほかと比べて少しですけれども、何か少し特徴的なので、この年度で何かあったのかなというのがもしお分かりになるようなら教えていただきたいことが1点です。

もう一点は、最後のところ、検討会の中の取組状況をご紹介いただいたのを非常に興味深く読みました。最後のMNPの円滑化に対する対応ということで、43ページあたりのコールセンターの混雑状況の現地調査はちょっとおもしろいデータが出ていて、それぞれ

の会社さんのお考えもあってこういう対応になっているのだと思います。ユーザにとっては、電話がつながるといことが一番優先して考えられるので、混雑状況等を公表していらして、この時間帯には比較的混んでいませんのでご連絡くださいみたいな表を出していらっしゃるような通信事業者さんもいるのと、あと、これまた時間を置いて同じような調査をしていただいて、少し改善したみたいなデータがあればちょっとうれしいなと個人的には思っています。ありがとうございます。

【新美座長】 どうもありがとうございました。

【関口構成員】 関連してよろしいですか。

【新美座長】 関連してですか。じゃ、関口さん、お願いします。

【関口構成員】 今と同じ43ページですけれども、これ、連続する3日間で週末を含むということですが、3日目の通話切断が、※印の3番目のところを拝見すると、台風接近の日に当たってしまったということなので、これは異常日になってしまうので、ぜひ平常のときに、そうすると、少しエネルギーとお金が余計にかかってしまうかもしれませんが、3日目についても一度平常時のデータをお示しいただくことが可能であれば、その方がよろしいのではないかと思います。

【新美座長】 ありがとうございます。これ、43ページについては、ある意味で、これだけではなくてもう少しやっってくださいというご要望だということで扱わせていただきます。

それから、もう一つの前の西村さんからの11ページの、平成26年度、ここだけちょっと他と様子が違うけれども、何か原因といいますか、要因はあるのかということですが、いかがでしょうか。

【大塚料金サービス課企画官】 ご質問ありがとうございます。結論としまして、残念ながら我々としてこのイレギュラー要素は把握しておりません。ただ、将来におきまして、具体的な予測方法等を分析する中では、事業者様のご協力もいただきながら、予測と実際の動向、もしずれがあれば、こういった要因によってそういうものが生じているのかということについて、いろいろやりとりさせていただきながら、少しでも精度の高い予測ができるように検討を重ねていくことが重要であろうと考えております。

【新美座長】 ありがとうございます。

西村さん、よろしいでしょうか。

あと、ほかにご意見。では、大谷さん、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。まず14ページでまとめていただいた方向性について、基本的に賛成でございます。昨今、他省庁ですけれども、行政機関によるデータの収集方法とか統計分析結果の信頼性について信頼性が揺らぐような事象も発生して注目を集めているという今ですので、こういった価格などに影響を及ぼす事柄については、丁寧に議論していただく必要があると思っております。その観点からも、やはり専門家による検討体制を設けていくということは、将来原価方式の可能性を探る上でもまた大変重要だと思っておりますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

次に、ネットワーク提供条件の同等性に関する検討についてですけれども、18ページに検証の必要性ということで図を用意していただいております。こちらを拝見しますと、左側のポンチ絵によれば、いわゆるサブブランドという内部のものについても検証の対象として考えているということは大変評価できることではないかと思っております。そのためには、法人が分かれている場合以上に調査には困難を伴うと思っておりますけれども、ぜひ事業者様のご協力をいただいて、できるだけ実態の正確な把握ができるようにやっていただければと思います。

その場合の検討の項目の1つとしては、どうしても事業者が複数あるということもありまして、前回関口構成員からのご指摘があったように固定におけるスタックテストとの違いがありますが、営業費の割合などはおそらく個別性が高いと思っておりますので、その個別性がどこから発生しているのかといった事項についても考慮していただき、その差分の発生原因とか、そして、その差分を有意なものとして見るのかどうかといったところもご検討いただければと思っております。

次に、ネットワーク提供のインセンティブの件なのですけれども、資料としましては23ページです。これについては現状望ましい取組をしていただいていると思っておりますが、このように周波数の割り当てにかかわる審査で丁寧に見ていただいているということは存じ上げているところでもあるのですが、やはり周波数割り当てにおいて、経済的な価値にかかわる負担額の配点が重みづけの1要素として入ってきていることもありまして、要するに、ある程度入札価格を高く提示する、金額を表示するということによって、せっかくのこの丁寧な重みづけが有名無実にならないような最終的なバランスがとても重要だと思っておりますので、そこを引き続き担当する部局のほうにお願いしたいと思っております。

私も43ページのコールセンターの混雑の調査結果は非常に興味深く拝見させていただきました。ほかの構成員からのご意見があったように、別の日でも実施していただくなど、

実態がきめ細かに理解できるものということが期待できております。あとは、この待ち時間の分布の見方なのですけれども、やはり調査のために辛抱強く25分以上とか待っていただいているのですが、実際の消費者の行動はおそらく、少なくとも私はそんなに待てない方なので、それでも、こうやって調べていただくことに大変意味はあると思うのですが、素直に、「ああ、25分かかったんだね」という受けとめ方で済ませるものではないと思って拝見しました。

【新美座長】 ありがとうございます。非常に重要なご指摘もいただきましたので、今後の検討を進めるに当たって非常に有益な意見だと思います。

ほかに。どうぞ、関口さん。

【関口構成員】 42ページの2番目の強引な引き止めに係る実態把握に関してなのですが、実は私自身が、モバイルナンバーポータビリティを使わない契約について、光卸が始まったときにテレビも固定も全部取りかえてしまおうと思って手続をしたのですが、元の契約の方から、お断りの電話を入れたら、「ちょっと待ってください。違うメニューを出しますから」と言ってびっくりするぐらい安い値段を出されて、「そんなこと言ったって、今さら言われたって契約しちゃったもん」と言うと、「向こうへ行って断ってこい」と言うんです。

事業者さんの方には電話では、「公表されていないメニューを出してくるって、それはちょっと後出しジャンケン、ずるいんじゃないですか」と言ったんだけど、少なくとも電気通信事業者としての公平性を担保するという点では、メニューにないものをこの事例のように個別に提供して、それで客を引き止めるという行為は、後出しのキャッシュバックであって、公平性という観点からはやっぱり相当問題にすべき項目だと思うのです。事業法上、問題ないかどうか含めてご検討いただく機会として、この問題をしっかりと取り上げていただけたらと思っています。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。そういう意味では、料金というのがどういうものなのかというのはやっぱりきちんと考えなければいけないものだという問題提起だと思いますので、これもしっかりと検討していきたいと思います。

ほかにご意見ございましたら、よろしく願います。じゃ、長田さん、どうぞ。

【長田構成員】 すみません、今日のこの出している構成のところとちょっと別の話になって大変恐縮なのですけれども、緊急提言のその後の取り扱いについて、今

もいろいろ検討しなければいけない課題が出ていたと思いますけれども、緊急提言の方も丁寧な議論をしなければいけない課題がたくさんあるのではないかと考えています。

例えば通信契約と端末代金の完全分離についても、どういうスケジュールで進めていくのかとか、それから、完全分離というのは一体どういうことなのかとか、いろいろきちんとみんなが共有して同じことを思っていない状況に、今、消費者も、事業者の皆さんも、そして、行政も含めて、実はばらばらなんじゃないかと思うようなことがたくさんあります。シンプルな料金プランやその他のことについても、明確にしなければいけないことはたくさんありますよねというふうに前回の合同会合のところでも話があったと思いますので、何か少し、この場でとかというふうに思っているわけでもないのですけれども、新美座長の方でぜひお考えをいただいて、丁寧にそういうところを詰めていく場をお考えいただけないかなと思います。

【新美座長】 ありがとうございます。これは緊急提言と絡んで、完全分離というときに、今、関口さんもおっしゃったように、何が料金なのかと。いろいろなところでほかのものにつながっているのです、端末と通信料は分けたけれども、ほかと結びついたらどうなるのという話にもなりますので、その辺は引き続ききちんと議論はしていく必要があるかと思っていますので、長田さんの問題意識は大事だと思いますし、関口さんのご意見もそういう意味では非常に強いと思います。

それでは、北さん何か。

【北構成員】 長田さんの意見に賛同いたします。私のところにいろいろな方が「一体どうなるんですか」とか、携帯電話事業者さん、メーカーさん、販売代理店さんから「来年度の計画つくらなきゃいけないんですが、つくれないんです」という悲鳴が上がっております。今の状態だと、つくれないと思います。とりえあず対前年100で置いて走るしかない状況ですね。

ドコモさんの値下げや、法の施行がいつあるのか、3月の毎年の商戦もあって、結構3回ぐらい山が来るのではないかという中で、特に端末の調達数を読み誤ると、分離後にはなかなか在庫をさばくのが難しくなってくるのではないかということもあります。

要は、できるだけ早くスケジュールだけでも示していくことが必要ですし、完全分離の定義も、法改正後、省令等をつくるのに時間がかかるとは思いますが、できるだけ一緒に議論をしながら、少しでも早く先が読めるような形にしてあげる必要があると思います。

【新美座長】 そういう意味では、ビジネスが大変なことにならないようにするという

ことは大事ですし、消費者の立場から見ても、一体完全分離というのはどういうふうになるのかというのは非常に関心の高いところだと思いますので、可能な限り、その辺は早目に詰めるようにして、これはまさに総務省の作業になると思いますので、どういうふうに法改正を進めて、どういう形で国会に上程するのかということになるかだと思います。その辺はこちらとしてはお願いしますということになろうかと思いますが、その辺はぜひよろしく願いいたします。

あと、ほかにご意見、ご質問ございましたら、では、関口さん。

【関口構成員】 13ページ、14ページのところは今後の検討課題ということでの頭出しですし、私の指摘もその中での1つのどこか脇に置いておいてという程度のことなのですけれども、13ページ目の試算結果というのは、4Gベースが続いているときのトレンドという意味でいうと意外とフィットしやすいというのが印象だと思うのですが、次の5Gに移っていったときの設備投資動向等については、若干変動要因があるだろうと思っております。

ただ、事業者の方から教えていただいたところでは、3Gから4Gへの移行では設備を丸ごと取りかえたのだけれども、4G、5Gはソフトの入れ替え等で結構使い回しができるので、それほど大きな設備投資の変化はないというふうにはお伺いしているのですが、それにしても5Gが本格化したときには、鉄塔整備で事業者がご懸念を示されているように、今までなかった事案も相当出てくるだろうと思っているんです。ですから、将来予測については、そういった規格の変更に伴うバッファみたいところがどうやって加味できるかについても、1つの検討要素として、課題として挙げておけばよろしいかなと思います。

【新美座長】 ありがとうございます。確かに非常に予測のしづらい側面があるということでございますので、その辺は今後の5Gをにらんだ上での予測値をどうするかというのは、重要な検討課題だというふうには理解しています。これはぜひ我々のこの場でも注目していきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。ほぼ出尽くしたかな。よろしいでしょうか。まだまだ時間たくさんありますけれども、無理やり引き延ばすつもりはございませんので、ご意見あればということ。じゃ、北さん、お願いします。

【北構成員】 18、19ページ、特に18ページで、検証し、もしこのような結果、

オレンジ色のほうがブルーのほうよりも上回っていることになったときに、左側の2つ、真ん中のMVNOと一番左のいわゆるサブブランドは全然性質が異なっていて、このサブブランドって一体何なのよということになります。これはソフトバンクさんもプレゼンされていますが、グローバルで見ても、MNOがサブブランドを出している例は多々ありますし、あるいは1つのキャリアさんの中で、ブランドを変えず、例えばS、M、Lというプランがあって、Mというプランで利益を上げて、その分をS、Lに充当しているとか、あるいはLは赤字だけでも、Sの利益で補填しているとか、トータルで見れば利益は出ている。そういうことは料金戦略上、普通にあるわけですから、この検証は検証でしつつ、サブブランドや、MNOにおける料金戦略、料金戦略ですからどこまで首突っ込めますかということ、かなり難しいのではないかとと思うのですが、そういった議論も並行して進めおかないと、検証してこうなりました、さてどうしましょう、それからまた新たに議論することになってしまいます。特にサブブランドに関する海外の事例なども含めた検討をお願いしたいと思います。

【新美座長】 それも非常に大事な視点だと思いますので、ぜひ我々の課題として取り組んでいきたいと思います。

では、西村さん。

【西村（真）構成員】 今の話に少し絡んだお話なのですが、MNOとは何かとか、MVNOとは何かということで、日々かなり悩ましい思いをしています。資料の中の27ページに出ている、これはMVNOの数ということで、各社の数が出ています。ドコモが27件とか出ていますが、ソフトバンクは373件ということで、消費者が契約できるMVNOってソフトバンクこんなになかったはずだよという実感がありまして、何を基準、法人相手のMVNOさんとかをカウントするとこうなるようなのですが、そういうカウントで横並びの比較ができる内容なのかなというのを常々疑問に思っています。UQとワイモバイルの扱いも含めて、どういう指標で見ていくべきなのか、このMVNOの数を眺めながら大変悩ましく思っていますので、整理いただければ助かります。

【新美座長】 今のご意見は北さんのご意見もあったとおりで、やっぱりMNOって何ですか、MVNOは何ですかというのはやっぱり一度立ちどまってといえますか、再度考え直すことは必要になるのかもしれませんが。

その後、先ほど冒頭に相田先生おっしゃったように、5Gのときに一体どうなるのか、eSIMが出てきたときに一体どうなるのでしょうかということも含めてきちんと議論し

ておく必要があるだろうと思います。これはまさに技術がどういうふうに行くのか、それから、ビジネスモデルがどう行くのか、そういうことも含めてきちんともう一度、今の体制でそのまま当てはまるかどうかも含めてご議論いただくことが必要かと思います。

あと、ほかにご意見、ご質問ございましたら、よろしくをお願いします。

相田先生、今の件に関して何かご意見ございますか。

【相田座長代理】 最後に1つ。まだ5Gに関しては標準化がきちんと完了していないということでもって、実際にどういうインターフェースがあり得るのかということ自体がまだあんまりはっきりしないということで、漠然とこういう方向に向かうのだろうかというイメージは皆さんにあるとしたとしても、具体的に商売ベースというのでしょうか、どういう形があり得るのかというのは、やっぱりまだもうちょっと経たないとはっきりしてこないのではないかなとは思っています。

【新美座長】 ありがとうございます。その意味では、第4番目の課題、テーマについては、まだまだ詰め切って制度としてどうなるかというところまで行かないけれども、その前提条件についてはそろそろ意識してといいますか、議論をして、論点なり何なりを洗い出していっていかないとという時期に来ているのだろうかというふうには思います。これもここでテーマとして出していただいたのはそういう趣旨だろうと思いますので、今後の1つのといいますか、非常に大きな論点として捉えていきたいと思っています。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、まだ予定された時間よりも早いのですが、意見はほぼ出していただけたと思います。今日のご議論を伺った限りでは、また、これまでのご議論を伺った限りにおいては、主要な論点については、3月の中間取りまとめの段階において、どのような方向を打ち出していくか、あるいは中間取りまとめ以降どういう議論を進めていくのかというのがほぼ見えてきたのではないかと、結論までは至りませんが、方向性はかなり皆さんの意見の中から出されたのではないかと思います。

そこで、次回会合では、中間取りまとめに向けた、これまでの議論を取りまとめるという意味で事務局にその作業をお願いして、次回において中間取りまとめに向けた議論をご討議いただきたいと考えております。その意味では、今日のご議論は、方向性を探る上では非常に重要な議論ができたのではないかと考えております。

それでは、事務局から連絡事項がございましたら、よろしくをお願いします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 次回会合の日程等につきましては、調整の上、別途、

事務局からご案内させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれにて終了したということにさせていただきたいと思います。今後の方向を考える上で非常に貴重な示唆をいただいたと同時に、どうも宿題も大分出されたという感じがいたしますので、ぜひとも次回会合、皆様方の宿題提出を期待しておりますので、よろしく申し上げます。

どうも本日はありがとうございました。

以上